

調停申請の手引

千葉県環境生活部環境政策課

この手引は、公害審査会の調停手続の概要や申請に当たって留意すべき事項を記載したものです。

詳しくは

千葉県環境生活部環境政策課政策室 (公害審査会事務局 電話 043-223-4660)

 に御相談ください。

身近な公害問題で困った場合には…

「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康または生活環境に係る被害が生じること。

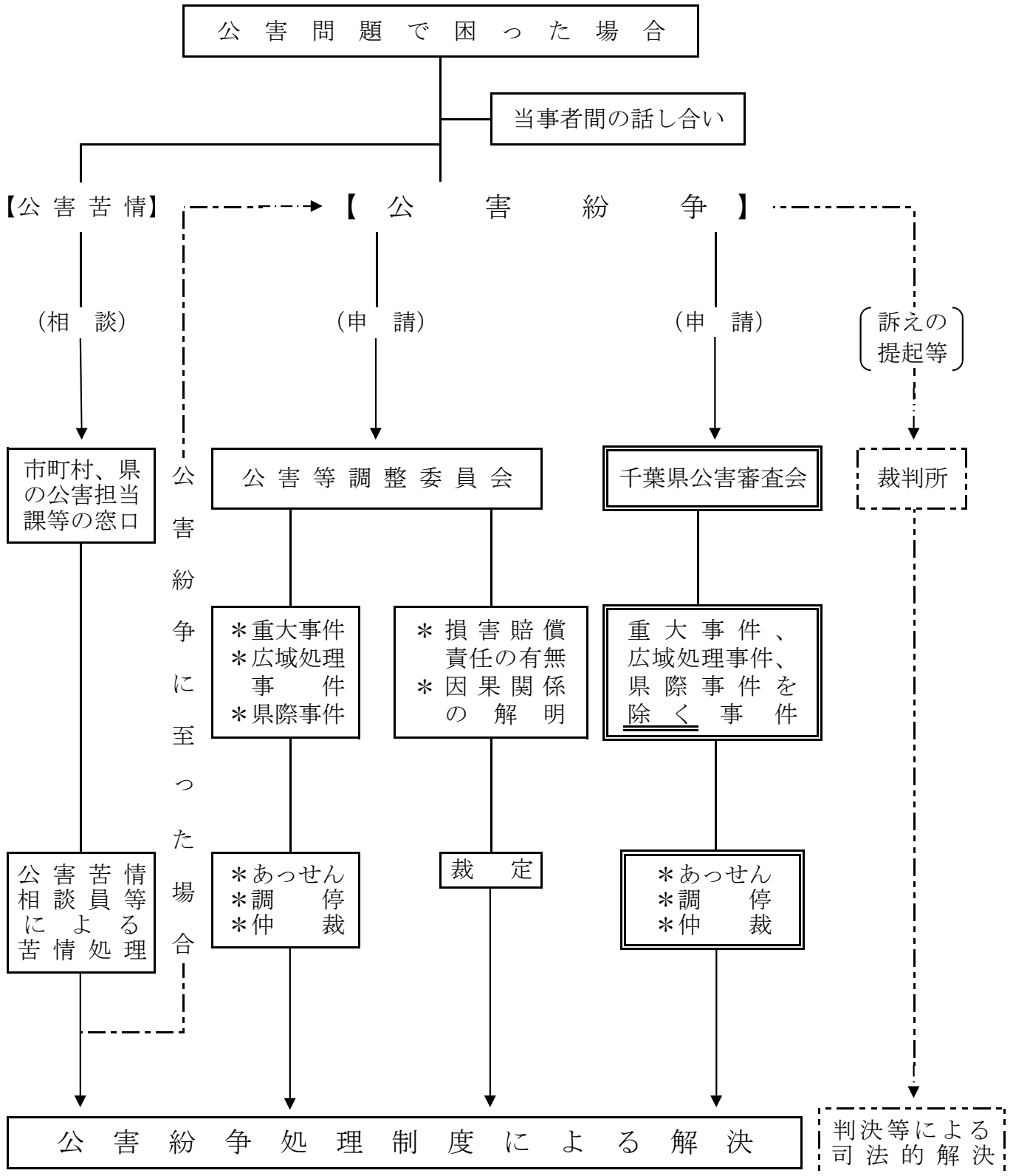
- まず、当事者間で十分な話し合いをすることが大切です。

- 訴訟や民事調停など裁判所によって司法的解決を図る方法もありますが、次のような行政機関による簡易迅速な解決を図る制度が設けられています。

- ◎ 市町村の公害担当課、県環境生活部関係課（環境政策課、大気保全課、水質保全課、自然保護課、循環型社会推進課、廃棄物指導課）や各地域振興事務所（地域環境保全課）において、公害苦情相談員などの職員が公害についての相談に応じ、必要に応じて関係機関と連絡を取ったり、発生源に対する指導・助言を行ったりして解決に当たります。

- ◎ 次のような場合には、県に置かれている公害審査会を御利用ください。
弁護士、大学教授などの有識者によって調停等を進め、問題の解決を図ります。
 - ・ 相当の期間がたっても解決の見通しが立たず、当事者の対立が激化する可能性がある場合。
 - ・ 損害賠償等法律的な観点や専門的観点からの解決が必要な場合。
 - ・ 被害の程度が著しい場合。
 - ・ 紛争の当事者が多い場合。
 - ・ 第三者の中立公正な判断が必要な場合など。

公害紛争処理制度の仕組み



公害審査会における紛争処理手続

◎ 対象となる公害紛争の範囲

調停等の手続を利用できるのは、公害（原則として大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭による被害のいわゆる典型7公害）についての民事上の紛争です。

◎ 管 轄

紛争処理機関として、国に公害等調整委員会、県に公害審査会が置かれており、公害審査会は、次の紛争以外の公害紛争について、あっせん、調停、仲裁を行います。

[公害等調整委員会が取り扱う事件]

(あっせん、調停及び仲裁)

* 重 大 事 件：大気汚染、水質汚濁による、慢性気管支炎等特定の疾患に起因する重大な健康被害、被害総額が5億円以上の動植物や生育環境の被害に関する紛争

* 広域処理事件：航空機騒音、新幹線鉄道騒音に係る紛争

* 県 際 事 件：発生源や被害地が隣接都県にまたがる公害に係る紛争

(裁定)

- ・責任裁定：公害に係る被害についての損害賠償責任の有無及び賠償すべき損害額について法的判断を下す手続です。裁定後一定期間内に、当事者が訴えを提起しないと、裁定と同じ内容の合意が成立したものとみなされ、この場合の効力は調停と同じです。
- ・原因裁定：公害に係る被害が発生した場合の因果関係の存否について判断する手続です。本裁定は、権利義務関係について判断するものではありませんが、当事者は、その判断を基礎として、調停等の適当な方法を選択し、紛争の解決を図ることができます。

◎ 各手続の特徴

① 調停

3人の委員からなる調停委員会が、紛争の当事者の間に入って両者の話し合いを積極的にリードし、双方の互譲に基づく合意によって紛争の解決を図る手続です。

当事者間に合意が成立した場合、民法上の和解としての効力を有します。

② あっせん

3人以内のあっせん委員が、当事者による話し合いと互譲による自主的な解決を、側面から援助、促進する手続です。

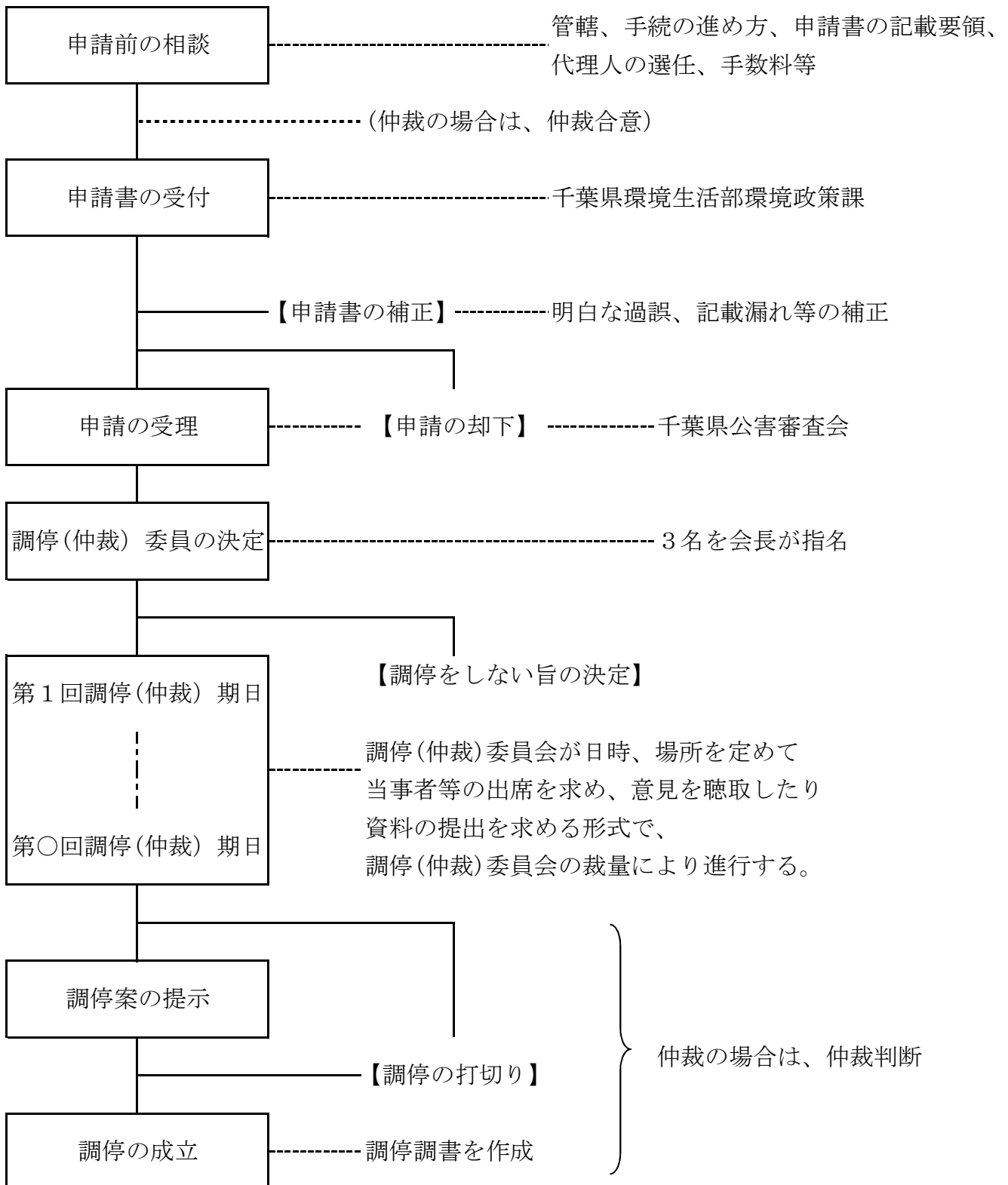
当事者間に合意が成立した場合、民法上の和解としての効力を有します。

③ 仲裁

あらかじめ当事者間で、裁判所に出訴する権利を放棄し仲裁委員会の判断に従う旨の仲裁契約を結び、3人の委員からなる仲裁委員会の判断に従うことにより紛争を解決する手続です。

仲裁判断は、確定判決と同一の効力を有します（ただし、直ちに債務名義とはならず、裁判所の執行決定を得ることを要します）。

◎ 主な手続の流れ



◎ 手続の概要

【申 請】

- ・ 申請は、書面で行わなければならない、記載事項は法令で定められています。
(様式例 1、記入例参照)
- ・ 申請書は、千葉県環境生活部環境政策課で受け付けます。
正本 1 部のほか控 4 部の提出をお願いします。
- ・ 受付が円滑に行われるよう、申請書を提出する前に御相談ください。

【調停委員会】

- ・ 公害審査会で申請が受理されると、会長が公害審査会委員の中から 3 名の委員を指名し、この調停委員からなる調停委員会が調停に当たります。

【調停手続】

- ・ 調停の手続は、冷静な雰囲気のもとで当事者が胸襟を開いて率直に意見を述べ合うことができるよう非公開とされており、一般の傍聴は認められません。
- ・ 調停委員会は、当事者の出席を求め主張を聴取したり、関係人又は参考人に意見を求めたりすることなどによって、当事者間の合意の形成に努め、必要に応じて具体的な解決案（調停案）の作成・提示などを行います。
- ・ 提示された調停案などにより当事者が合意に達すると、当事者間に民法上の和解契約が成立したことになり、その合意内容は調停調書に記載されます。
- ・ 当事者の一方又は双方が調停案を受け入れないことなどにより、これ以上調停を続けても当事者間に合意が成立する見込がないと、調停委員会が認めるときは、調停を打ち切ることとなります。

【参 加】

- ・ 同一の原因による多数の被害者の中の一部の者の申請によって調停手続が進められている場合に、他の被害者が、この手続に途中から当事者として参加し、紛争を一括して解決することを可能にする制度があります。(様式例 2 参照)

【代理人及び代表者】

- ・ 調停手続を進めるために、法令上、代理人（法定代理人を除く）や代表者が必要とされているわけではありませんが、当事者が多数の場合、代理人を選任するか代表者を選定することによって、手続を円滑に進めることができます。
- ・ 当事者が特に多い場合には、代理人を選任し、申請の取下げ、調停案の受諾、復代理人の選任について特別の授権をしておくことが適切です。

【参考：委任による代理人及び代表者の特徴】

委任による代理人	代 表 者
当事者が1人の場合でも選任できる。	当事者が複数の場合選定できる。
代理人は当事者でも第三者（弁護士等）でもよい。	代表者は当事者の中から選定し、第三者から選定できない。
弁護士でない者を代理人に選任するには、調停委員会の承認が必要である。（様式例3参照）	代表者の選定には、 <u>調停委員会の承認は不要である。</u>
代理人は委任された事項について代理権限があり、特別の授権があれば申請の取下げ、調停案の受諾、復代理人の選任もできる。	代表者は手続上の一切の行為をする権限があるが、申請の取下げ、調停案の受諾はできない。
代理人を選任しても、当事者は調停期日に出席し発言する等各種の行為をすることができる。	<u>代表者を選定すると、代表者以外の当事者は調停期日に出席し発言することができなくなる等、代表者ができることとされている行為は代表者を通じてしなければならない。</u>
委任状が必要である。 （様式例4参照）	<u>選定書</u> が必要である。 （様式例5参照）

◎ 手数料

申請手数料は、調停を求める事項の価額に応じて、次のとおり算出されます。

調停を求める事項の価額	手数料（1件につき）
100万円以下の場合	1,000円
100万円を超え 1,000万円以下の場合	1,000円に、 100万円を超える部分について 1万円ごとに7円を加えた金額
1,000万円を超え 1億円以下の場合	7,300円に、 1,000万円を超える部分について 1万円ごとに6円を加えた金額
1億円を超える場合	61,300円に、 1億円を超える部分について、 1万円ごとに5円を加えた金額

(摘要)

- 1 調停を求める事項の価額は、当該調停の申請又は参加の申立てにおいて主張する利益によって算定する。
この場合において、価額を算定することができないときは、その価額は、500万円とする。⇒この場合の手料金は、3,800円です。
- 2 公害紛争処理法施行令第6条の規定により調停を求める事項の価額を増加するときは、増加後の価額につき納付すべき手数料の額と申請時において納付した額との差額に相当する額を納めなければならない。
- 3 第36条第1項の規定により調停が打ち切られ、又は同条第2項の規定により当該調停が打ち切られたものとみなされた事件につきその旨の通知を受けた日から2週間以内に当該調停の申請人又は参加人からされた仲裁の申請に係る手数料の額は、別に定める額から、当該調停の申請又は当該調停の手続への参加の申立てについて納めた手数料の額を控除した額とする。
- 4 手数料相当の千葉県収入証紙を申請書に貼付する。

[様式例 1]

調 停 申 請 書

令和 年 月 日

千葉県公害審査会会長 様

申請人の住所

氏名

電話

代理人の住所

氏名

電話

公害紛争処理法第26条第1項の規定に基づき、下記のとおり調停の申請をします。

記

1 当事者の氏名（名称）及び住所

申 請 人 住所
氏名（名称）

上記代理人 住所
氏名

被 申 請 人 住所
氏名（名称）

2 公害に係る事業活動その他の人の活動の行われた場所

3 被害の生じた場所

4 調停を求める事項

5 理 由

6 紛争の経過

7 添付資料

[様式例 2]

参 加 申 立 書

令和 年 月 日

千葉県公害審査会会長 様

申立人の住所

氏名

電話

代理人の住所

氏名

電話

公害紛争処理法第 23 条の 4 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり参加を申し立てます。

記

1 当事者の氏名（名称）及び住所

申 立 人 住所
 氏名（名称）

上記代理人 住所
 氏名

被 申 請 人 住所
 氏名（名称）

2 公害に係る事業活動その他の人の活動の行われた場所

3 被害の生じた場所

4 参加を申し立てる調停事件の表示

5 参加により調停を求める事項

6 理 由

7 紛争の経過

8 添付資料

[様式例 3]

代理人承認申請書

令和 年 月 日

千葉県公害審査会 調停委員会委員長 様

住 所
氏 名
電 話

申請人 〃 と被申請人 〃 との間
令和 年（調）第 〃 号事件（令和 年 月 日に申請した調停事件）
について、下記の者を代理人に選任したいので承認を求めます。

記

住 所
氏 名
電 話
職 業

当事者との関係

代理人として適当な理由

(以下記載不要)

本件申請を承認する 令和 年 月 日		
委員長	委員	委員

[記入例]

調 停 申 請 書

〔※ただし、申請人が多数で、
代理人を選任した場合〕

令和〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県公害審査会会長 様

代理人の住所 〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号
氏名 〇 〇 〇 〇
電話

公害紛争処理法第 26 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり調停の申請をします。
記

1 当事者の氏名（名称）及び住所

申 請 人 〒 〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号
〇 〇 〇 〇 外〇名 別紙申請人目録記載のとおり
電話 FAX

上記代理人 〒 〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号
〇 〇 〇 〇
電話 FAX

被 申 請 人 〒 〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号
〇 〇 〇 株式会社
上記代表者 代表取締役 〇 〇 〇 〇
電話 FAX

2 公害に係る事業活動その他の人の活動の行われた場所
〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号に所在する被申請人会社機械工場

3 被害の生じた場所
〇〇市〇〇 〇丁目及び〇丁目所在の申請人ら住所

4 調停を求める事項

- (1) 被申請人は、申請人ら各自に対し、別紙申請人目録被害欄記載の各金員の支払いをせよ。
- (2) 被申請人は、午後 9 時以降午前 6 時までの間、工場施設を稼動して操業してはならない。

5 理 由

(1) 申請人、被申請人の事業内容及び相互位置関係

申請人らは、いずれも〇〇市〇〇 〇丁目及び〇丁目所在の別紙申請人目録住所欄記載の各住所に居住しているものであり、被申請人会社は、機械製作を業とする株式会社であり、〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号に機械製作工場を設置し、稼動している。

(2) 加害行為

被申請人会社は、昭和〇〇年ごろから前記工場所在地に機械製作工場を設置し、ボイラー、モーター、コンプレッサー、プレス機械等を据え付けて稼動している。これらの機械の稼動によって、前記工場に近接する申請人ら居住家屋に対し、騒音・振動の影響が及んでいたのであるが、平成〇〇年〇月に被申請人会社において増設工事を行い、前記各機械を増強し、現在の位置に据え付けて以来、被害の程度は一段と著しくなるに至った。

現在、被申請人工場は、朝 8 時から夜 10 時まで操業しており、作業量の多い時期には夜 12 時前後にまで及ぶことがある。

(3) 申請人らの被害

被申請人工場の操業により、申請人らは、居住家屋に床タイルのひび割れ、敷居の沈下、壁と柱との間の隙間の発生等の被害が生じただけでなく、日常生活における会話や電話・テレビ・ラジオの聞き取りにも不自由を感じており、不快感、いらいら等を感じる事が甚だしく、いわゆる生活妨害を受けている。

(4) 因果関係

申請人ら居住家屋の受けた前記被害及び申請人らの受けている生活妨害が、被申請人工場の操業に起因して生じたものであることは明らかである。

(5) 違法性（受忍限度）

被申請人工場の騒音、振動によって申請人らの受けている被害は、社会通念上受忍しなければならない限度をはるかに超えているものであり、違法であることは明白である。

(6) 故意、過失

申請人らが、被申請人工場の操業に伴う騒音、振動によって被害を受けていることは、被申請人としても、その自ら発生している騒音、振動の程度によって十分に予見することができるはずである。

したがって、被申請人には、少なくとも過失があるというべきである。

(7) 損害額

申請人らの受けた損害の額は、家屋修理費用及び生活妨害によって受けた精神的苦痛に対する慰謝料であり、各人の損害額は、申請人目録被害額欄記載のとおりであって、その内容は、被害内容欄記載のとおりである。

(8) 差止請求について

前述した被害状況からすると、被申請人工場の夜間操業のうち、少なくとも午後9時以降午前6時までの操業は、受忍限度を超える違法なものというべきである。

(9) 結論

以上のとおりであるので、申請人らは被申請人に対し、民法709条に基づき不法行為による損害賠償として、申請人目録被害額欄記載の金員の支払いを求めるとともに、午後9時以降午前6時までの間の操業の差止めを求める。

6 紛争の経過

平成〇〇年〇月の工場増設後に騒音、振動が一段と著しくなったため、被申請人会社と付近住民との間に紛争が生じた。そこで、申請人らを含む付近住民との代表者と被申請人会社代表者との間で交渉を重ねてきたが、付近公道の交通騒音との関係や、損害額の算定、夜間操業時間をめぐって意見の一致を見るに至らなかった。そして、十数回の折衝によっても収拾できず、同年〇月〇日の最終折衝において決裂状態となり、本件調停申請に及んだ。

7 添付資料

位置図及び配置図

○ ○ ○ ○ ○ ○